

大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金

(水産食料品製造業者・生鮮魚介卸売業者向け)

1. 概要

原油価格の高騰による電気料金上昇の影響を受けた水産関係事業者を対象に補助金を支給します。

2. 対象者（以下全てに該当する必要があります。）

（１）令和５年６月１日時点において、町内に事業所を有する水産食料品製造業（水産加工業）または生鮮魚介卸売業（買受人）を主な事業として営んでいる法人若しくは個人事業主であること。

※上記以外の事業を主として営んでいる場合は、対象外となります。（例：宿泊業、飲食サービス業など。）

（２）未納となっている町税がないこと。

3. 補助内容

（１）令和５年１月から同年６月までの期間内に、電気使用量が１,５００ kWh 以上の月があること。

（２）令和５年１月から同年６月までの期間内の電気料金と前年同月期間又は前々年同月期間の電気料金を比較し、上昇分を補助限度額の範囲内で補助金を支給します。（１,０００円未満切り捨て）

※補助金の申請は１事業者につき１回限りとし、町内に複数の事業所を有している場合は補助金上限額の範囲内において、合算して請求することができます。（町外の事業所は除いてください。）

※電気使用量の単位は、１時間当たりの消費電力（kWh、キロワットアワー）になります。

※月の電気使用量及び電気料金の期間は、月初めから月末まで、または電力会社からの電気料金の請求書における期間とします。例：電力会社から４月２１日～５月２０日までの期間の電気使用量を５月分として請求を受けていた場合、当該電気使用量及び電気料金を５月分とします。

4. 補助金額

（１）ひと月の電気使用量が１,５００ kWh 以上 ５,０００ kWh 未満 １００,０００円以内

（２）ひと月の電気使用量が５,０００ kWh 以上 １０,０００ kWh 未満 ２００,０００円以内

（３）ひと月の電気使用量が１０,０００ kWh 以上 ５００,０００円以内

5. 申請方法

令和５年９月２９日（金）までに、下記の方法にて申請してください。（郵送の場合、当日消印有効）

【申 請 先】大洗町役場農林水産課

【申請書類】・大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１-２号）
・宣誓書兼同意書（様式第２号）

※大洗町ホームページ <https://www.town.oarai.lg.jp> から「大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金」様式第１-２号及び様式第２号をダウンロードして申請して下さい。（申請書類は、大洗水産加工業協同組合にも置かせていただいております。）

【添付書類】

①令和５年１月から令和５年６月までの期間内に電気使用量が１,５００ kWh 以上使用していることが証明できる書類（請求書、領収書または出納簿等の写し）

②令和５年１月から令和５年６月までの期間内の電気料金と前年同月期間又は前々年同月期間の電気料金を比較できる書類（請求書、領収書または出納簿等の写し）

③振込口座の写し

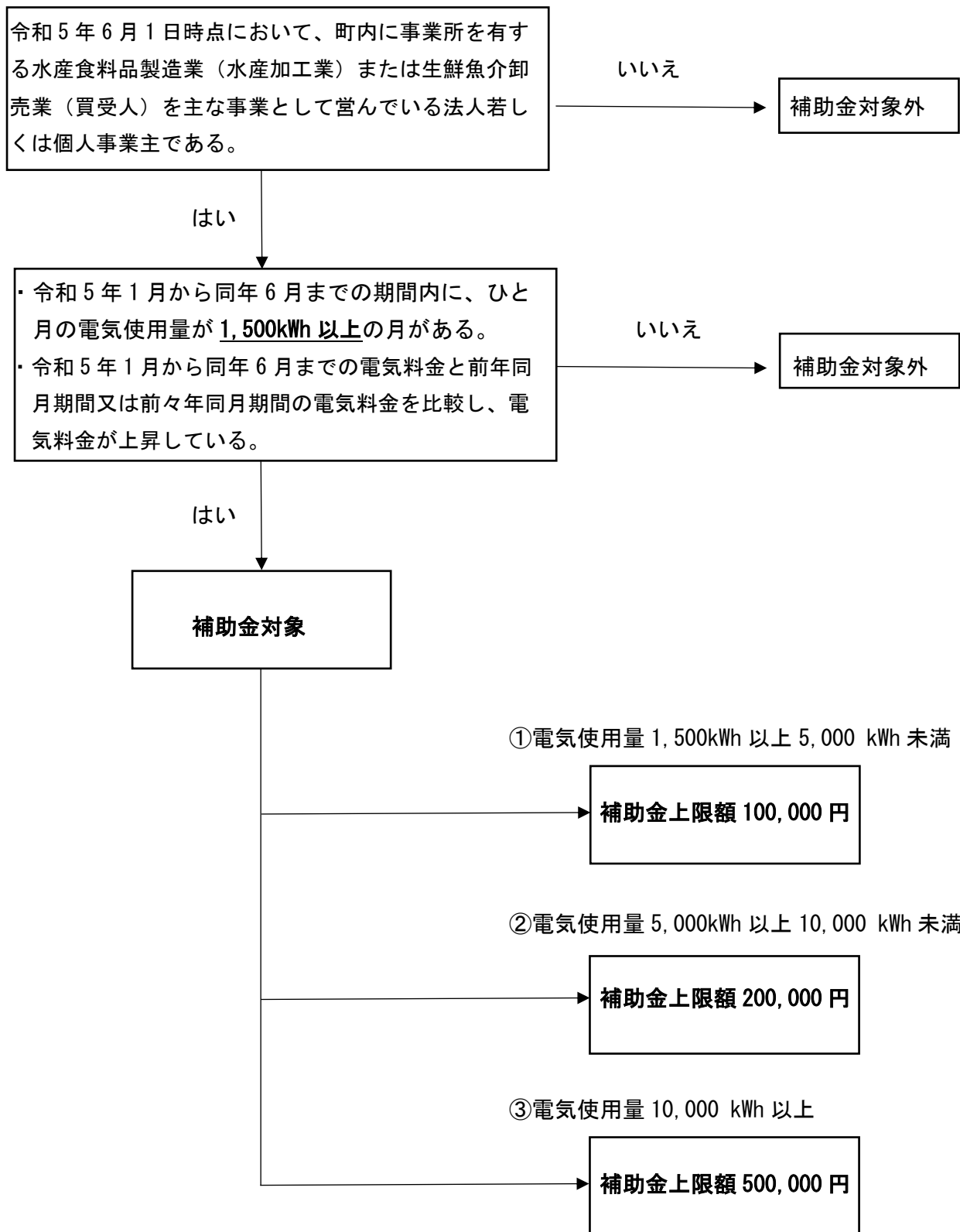
※その他町長が必要と認める書類

6. 申請窓口及びお問い合わせ先

大洗町農林水産課 水産振興係 〒311-1392 大洗町磯浜町 6881-275 附属庁舎 2 階

TEL 029-267-5173 FAX 029-266-2412 Mail nousui@town.oarai.lg.jp

大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金 対象確認フロー図



※令和5年1月から同年6月までの期間内の電気料金と前年同月期間又は前々年同月期間の電気料金を比較し、上昇分を補助金限度額の範囲内で補助する。